

役員等の報酬等の支給の基準

定款第9条及び第23条の規定により、本法人の理事、監事及び評議員の報酬については無報酬とする。

なお、本基準は平成29年4月1日より施行とする。

平成29年4月1日

社会福祉法人べっふ優ゆう